平成２９年（フ）第２６９号
堺市北区奥本町２丁８番地30
債務者　川崎　奈奈
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２７９号
堺市中区伏尾188番地１　ルナ・ピエーナ泉北605号
債務者　神子柴典善
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３２１号
大阪府大阪狭山市池尻中３丁目４番14号（202号）
債務者　山中友規子
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３５２号
大阪府河内長野市原町６丁目９番13号
債務者　松本　保子
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３６４号
堺市西区鳳東町６丁689番地８
債務者　納　　千春
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３７５号
大阪府松原市天美南５丁目14番10号
債務者　石田　　光
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３７８号
堺市美原区多治井232番地239
債務者　土居　重之
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３８４号
堺市堺区香ヶ丘町５丁４番23―１号
債務者　坂本アリサ
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３８６号
大阪府富田林市昭和町２丁目４番33号
債務者　**西**山　梨沙
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３８７号
堺市南区茶山台２丁８番７―302号、前住所堺市南区高倉台２丁43番15号
債務者　矢野弘一郎
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３８８号
堺市南区茶山台２丁８番７―302号、前住所堺市南区高倉台２丁43番15号
債務者　矢野　宏美
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４０９号
大阪府富田林市久野喜台２丁目３番142―503号
債務者　酒井　宏之
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４１７号
大阪府柏原市法善寺３丁目１番５号
債務者　衣川　初代
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４２０号
大阪府羽曳野市碓井１丁目699番地の甲
債務者　奥村　信子
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４２２号
堺市西区浜寺元町６丁874番地23　エステートⅡ番館403号
債務者　中野　隆志
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４２３号
大阪府高石市西取石７丁目６番23号
債務者　黒木　高広
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４２４号
大阪府羽曳野市野々上２丁目29番４号
債務者　朝倉　百代
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４２６号
大阪府河内長野市清見台４丁目19番１―503号
債務者　森川　真司
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係